

障害者就労施策（現行授産施設部分）に関するセルフ協提案

障害者就労施策の見直しにあたっては、現在障害者が利用している施設に着目することなく、「働きたい」と希望するすべての障害者に着目し、その希望にあったサービスを利用できるようなシステムにすることが前提である。

その前提にたって、次の提案を行う。

1. 相談段階

「働きたい」と希望する障害者は、さまざまな相談窓口（市区町村、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等）で相談する。どの相談窓口でも、関係機関が一元的に協議する場を設定し（サービス調整会議等のネットワーク）、相談者に最も適したサービスが得られるようなシステムとする。

2. 判定・調整段階

相談機関から紹介され、あるいは直接の申し出により、「働きたい」と希望する障害者は、判定機関において、その労働能力について判定を受ける。障害者のどこで働きたいかの希望と、判定結果に基づき、職業訓練、サポート、一般雇用、社会的雇用の場としての社会就労センター、障害者活動センターとしての社会就労センター（働くことが主軸とならない障害者への支援を実施する）のどこがふさわしいかを判定し、必要な支援が受けられるよう調整する。

職業訓練の終了時には再度判定を実施するとともに、施設間移行や一般雇用から施設に移行する場合にも判定を受ける。

3. 職業訓練・サポート

必要な職業訓練については、現行職業訓練校における訓練、授産施設における訓練等を統合し、専門的でかつ効果的な訓練を行う。この訓練は、社会就労センターにおいてもメニュー事業として担うことができるものとする。

ジョブコーチ等のサポートについても、障害者職業センター以外にも現行協力機関型ジョブコーチを充実した形で、社会就労センターにおいてもメニュー事業として担うことができるものとする。

4. 一般雇用への支援

雇用情勢が大変厳しい一般雇用にあたっては、現行雇用施策に見られる有期限施策ではなく、継続性のある雇用支援・相談を行うとともに、障害者を孤立させず、キャリアアップを保障するシステムが求められる。

5. 授産施設（社会就労センター）体系

授産施設（社会就労センター）は、前述のとおり労働法規を適用する社会的雇用のある社会就労センターと、障害者活動センターに機能分化する。

社会的雇用のある社会就労センターは、一般労働市場での雇用（いわゆる競争雇用）が困難な障害者の願いに応える場として、一定の配慮のもとに長期にわたって働く場であり、労働法規を適用する。現行制度では福祉工場がそれにあたるが、現行の課題を精査し福祉工場制度の改善を図る。

障害者活動センターは、働くことが主軸とならない障害が重たい障害者への「働く支援等」を実施する非医療、非雇用の通所施設であり「賃金」を支払う。

なお、社会的雇用のある社会就労センターとともに、3障害問わずに利用可能とするだけでなく、それぞれが地域ニーズに合わせて小規模・複合を可能とする。

6. 入所授産施設

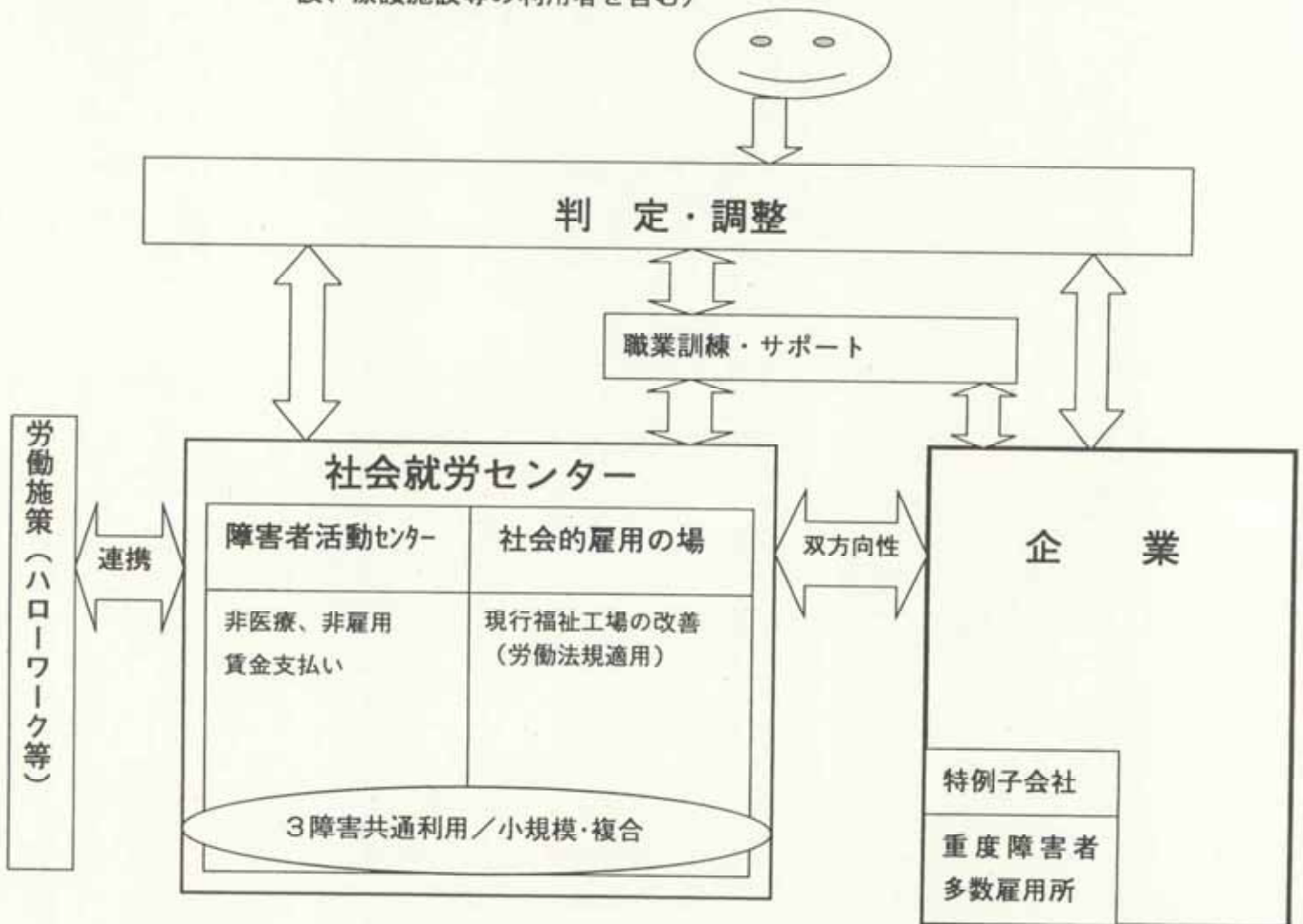
入所授産施設の機能を、社会就労センター（社会的雇用のある社会就労センター）と、ケア付集合住宅機能に分化する。

ケア付集合住宅では、日中の社会就労センター（社会的雇用のある社会就労センター）での働く支援等以外の、生活支援を担う。今後、利用者の状況に応じ、グループホーム、福祉ホーム、通勤寮といったグループ住宅等への移行も視野に入れる。なお、これらのグループ住宅は制度上の一元化を図り、3障害の利用を可能とする。

2004.5.27

障害者就労施策（現行授産施設部分）に関するセルフ協提案

働くことを希望するすべての障害者（授産施設・小規模作業所、更生施設、療護施設等の利用者を含む）



生活支援

